

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 26 日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第99号

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年川崎市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第14条の表中

「

2 区長が作成する印鑑に関する証明書	1の項右欄（1）に掲げる措置
--------------------	----------------

」

を

「

2 不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項に規定する登記事項証明書	電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の市長等への提供 (1) 土地にあっては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番 (2) 建物にあっては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号 (3) 不動産登記令（平成16年政令第379号）第6条第1項に規定する不動産識別事項
3 商業登記法第10条第1項（他の法令	電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の市長

において準用する場合を含む。) に規定する登記事項証明書	等への提供 (1) 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号 (3) 商業登記法第7条(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する会社法人等番号
4 区長が作成する印鑑に関する証明書	1の項右欄(1)に掲げる措置

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。